



幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設などを よりお得に利用できるようになります

幼児教育・保育の無償化に関する改正法令が令和8年10月1日に施行されることにともない、幼稚園や認定こども園の預かり保育、認可外保育施設などの利用者に対する市の補助額の上限を引き上げます。

1 内容

預かり保育や認可外保育施設を利用する児童の保護者を対象に、上限額の範囲内で施設等の利用費用を補助していますが、10月から上限額を最大で月額3,700円引き上げ、保護者負担を軽減します。対象の事業等により引き上げ額は異なりますので、詳細は下表を参照ください。

2 適用時期

令和8年10月1日以降の利用分から適用

3 引き上げになる対象事業と上限額

対象事業等	現行の上限額 ^{※3} (月額)	引き上げ後の 上限額 (月額)	制度の 詳細
幼稚園・認定こども園の預かり保育 ^{※1} (3～5歳児クラス)	11,300円	12,300円 (+1,000円)	
幼稚園・認定こども園の預かり保育 ^{※1} (住民税非課税世帯の満3歳児)	16,300円	17,700円 (+1,400円)	
認可外保育施設、一時預かり事業等 (3～5歳児クラス)	37,000円	40,300円 (+3,300円)	
認可外保育施設、一時預かり事業等 (住民税非課税世帯の0～2歳児クラス)	42,000円	45,700円 (+3,700円)	
認可外保育施設等(市独自給付) ^{※2} (低所得世帯の0～2歳児クラス)	21,000円	22,850円 (+1,850円)	

※1 預かり保育の日額補助は、450円/日から490円/日へ引き上げます。

※2 市独自給付は、認可保育施設の入園申込みをしていることが条件です。

※3 利用料が現行の上限額以下の場合、市からの補助額は変わりません。



4 その他

保育の必要な世帯が対象となりますので、補助を受けるには、サービス利用の前に市から「施設等利用給付認定」を受けておく必要があります(すでに認定をお持ちの方は手続き不要)。なお、給食費、通園送迎費、行事費などの実費徴収費用は、これまでどおり保護者の負担になります。

【問い合わせ先】

岡山市 就園管理課 中嶋・杭田(クエダ) 直通086-803-1431 内線3670・3690